

旭健推第533号
平成28年 2月10日

医療機関の長 様

旭川市保健所長 杉澤 孝久
(健康推進課担当)

急性弛緩性麻痺 (AFP)を認める症例の実態把握について(協力依頼)

衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、厚生労働省健康局結核感染症課から「急性弛緩性麻痺 (AFP)を認める症例の実態把握について(協力依頼)」がありました。

つきましては、健康推進課保健予防係ホームページ上の「医療機関向け情報(感染症に関する通知等)」に関係通知を掲載いたしますので、内容について御理解いただきますようお願いいたします。

1 医療機関の情報提供について

医療機関において、下記の症例定義に該当する患者を診察した場合には、旭川市保健所に情報提供をお願いします。その際、病原体検査のために必要な検体の提供について依頼することがありますので、当該通知別紙2の方法による検体の保存に御協力いただきますようお願いいたします。

【症例定義】

平成27年8月1日以降、同年12月31日までに、急性弛緩性麻痺を認めて、24時間以上入院した者ただし、血管障害、腫瘍、外傷などの確定診断がなされ、明らかに感染性とは異なる症例は除外する。

(補足説明)

- ・症例定義の「急性弛緩性麻痺」には、急性弛緩性麻痺(ポリオ様麻痺)、急性弛緩性脊髄炎、急性脳脊髄炎、急性脊髄炎、ギラン・バレー症候群、急性横断性脊髄炎、単麻痺、Hopkins症候群等と診断されている症例を含む。
- ・年齢を問わないが、小児での報告例が多いと考えられている。

【検査のために必要な検体】

ア麻痺初発日の5点セット(麻痺初発日が望ましい。遅くとも発症後日数日以内)

(ア)急性期の血液(EDTA加血)

(イ)髄液検体

(ウ)呼吸器由来検体(後鼻腔ぬぐい液、咽頭ぬぐい液、後鼻腔吸引液、下気道由来検体など:可能であれば複数)*人工呼吸器中の場合は、気管内吸引液等

(エ)便

(オ)尿

イ急性期と回復期のペア血清(γ グロブリン製剤を投与する場合は、投与前、投与後1, 3, 6か月)

2 関係通知掲載URL:

健康推進課保健予防係ホームページ上の、「医療機関向け情報(感染症に関する通知等)」に掲載

http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/kenkousuisin/yobou/IFDS_top.htm#tuchi

(新ホームページ移行予定のため、2月24日以降はこのURLは使えません。旭川市ホームページから「感染症に関する通知 平成27年度」で検索してください。)

- ・「急性弛緩性麻痺 (AFP)を認める症例の実態把握について(協力依頼)」
(平成27年10月21日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)
- ・「急性弛緩性麻痺 (AFP)を認める症例に係る報告について(協力依頼)」
(平成28年2月5日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)

(連絡先)

健康推進課保健予防係 阿部・松浦
TEL 25-9848
FAX 26-7733

